

お知らせ

Information

12月4日～10日は『第67回人権週間』

「世界人権宣言」は、1948年（昭和23年）12月10日に国際連合で採択されました。これを記念して国際連合は、12月10日を「人権デー（Human Rights Day）」と定めています。

法務省と全国人権擁護委員連合会では、12月4日から10日までを「人権週間」と定めています。「みんなで築こう 人権の世紀 ～考えよう相手の気持ち 育てよう 思いやりの心～」をスローガンに、広く国民に人権尊重の意識を普及できるよう、さまざまな行事を開催します。

あいち人権講演会

- 日時 12月6日(日)午後1時30分～午後4時10分
- 場所 刈谷市産業振興センター小ホール
- 内容 渡辺真由子さん（メディアジャーナリスト）による講演会「深刻化するネットいじめ～その現状と大人の役割～」

作品コンクール優秀作品などの展示

- 日時 12月7日(月)午前10時～午後4時
- 場所 金山総合駅コンコース内
- 内容 優秀作品の展示と啓発物品の配布

講演と映画の会

- 日時 12月11日(金)午後2時～
- 場所 鯉城ホール（伏見ライブプラザ）

- 内容 金澤泰子さん（書家）による講演会「ダウン症の娘と共に生きて」と映画上映会（作品未定）

「第67回人権週間」強調事項

- 女性の人権を守ろう
- 子どもの人権を守ろう
- 高齢者を大切に育てよう
- 障害のある人の自立と社会参加を進めよう
- 同和問題に関する偏見や差別をなくそう
- アイヌの人々に対する理解を深めよう
- 外国人の人権を尊重しよう
- HIV感染者やハンセン病患者などに対する偏見をなくそう
- 刑を終えて出所した人に対する偏見をなくそう
- 犯罪被害者とその家族の人権に配慮しよう
- インターネットを悪用した人権侵害をなくそう
- 北朝鮮当局による人権侵害問題に対する認識を深めよう
- ホームレスに対する偏見をなくそう
- 性的指向を理由とする差別をなくそう
- 性同一性障害を理由とする差別をなくそう
- 人身取引をなくそう
- 東日本大震災に起因する人権問題に取り組もう

■問い合わせ先

名古屋法務局人権擁護部 ☎052(952)8111

●「女性の人権ホットライン」全国一斉強化週間を実施

名古屋法務局と愛知県人権擁護委員連合会は、夫やパートナーからの暴力、セクシャル・ハラスメント、ストーカー行為などの女性に関する人権問題の相談にのる電話窓口「女性の人権ホットライン」を開設しています。

11月16日～22日の一週間は、強化週間として時間を延長し、人権擁護委員が相談に応じますので、ご利用ください。相談内容は守られます。

- 日時 11月16日(月)～20日(金)は午前8時30分～午後7時、11月21日(土)・22日(日)は午前10時～午後5時
- 相談専用電話（女性の人権ホットライン） ☎0570(070)810

問い合わせ先

名古屋法務局人権擁護部
☎052(952)8111（内1450）

●多重債務などに関する無料相談会を開催

弁護士、司法書士、臨床心理士が相談に応じます。

- 日時 11月27日(金)午前9時30分～午後4時30分
- 場所 東海財務局（名古屋市中区三の丸）
- 対象 個人、事業主（個人・法人とも相談できます。）

■相談内容

▽多重債務や過重債務の相談

▽悪質な投資勧誘、特殊詐欺などの金融トラブルやヤミ金融などの相談

▽家計管理の相談（必要に応じて）

■相談方法 原則面談で実施（電話での相談もできます。）

■申し込み方法 電話で予約してください。（土曜日・日曜日・祝日を除く午前9時～正午、午後1時～午後5時）

申し込み・問い合わせ先

東海財務局 ☎052(951)1764

人権特設相談所を開設

人権は、幸福な人生を送るためにもっとも大切な権利です。国の内外を問わず、全ての人々がお互いの人権を守ることにより、明るい社会をつくるのが大切です。

人権擁護委員が相談員となって特設相談所を開設します。ご利用ください。

- 日時 12月3日(木)午後1時～午後3時
- 場所 オアシスセンター（保健センター）
- 問い合わせ先 住民福祉課社会福祉係 ☎(48)1111（内306）